平成２７年（フ）第４１６号
岐阜市鏡島精華１丁目４番32―303号（大誠第一ビル）
債務者　吉田　尚章
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　亨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月14日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１７号
岐阜市芋島４丁目４番５号（ピアーハイツ柴田Ⅰ　201号室）、前住所愛知県一宮市木曽川町黒田字北宿三の切59番地　藤和シティコープ木曽川Ⅲ202号
債務者　岩田　和明
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見田村勇磨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４１号
岐阜県羽島郡岐南町上印食５丁目49番地　ハイツマツバラ２階203号室、住民票上の住所岐阜市福光東３丁目19番７号
債務者　郷原　英樹
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木曽琢也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５号
山口県柳井市新庄1587番地２　県営住宅Ａ棟304号
債務者　原田誉志郎
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山近　繁之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
山口地方裁判所岩国支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２１８号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目３番８―101号
債務者　仙庭　　豊
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１９号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目３番８―101号
債務者　仙庭万理子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５６号
札幌市南区澄川６条６丁目３番５号
債務者　横溝　由美
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６１号
札幌市豊平区平岸４条13丁目３番７号　ピュア南平岸201号
債務者　簗田　竜永
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８３号
北海道千歳市旭ケ丘１丁目２番１―101号　ピースオブマインド旭ケ丘
債務者　橋本　勇王
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８４号
北海道千歳市旭ケ丘１丁目２番１―101号　ピースオブマインド旭ケ丘
債務者　橋本　美穂
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９５号
札幌市北区北21条西４丁目２番25―701号
債務者　高橋　弘道
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６号
北海道帯広市西２条南27丁目７番地１
債務者　大泉　政廣
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３３６号
岩手県紫波郡紫波町平沢字的場144番地　町営的場住宅16号
債務者　赤川智江子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３号
盛岡市夕顔瀬町４番32―Ａ504号
債務者　河部　秀明
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３７号
盛岡市青山４丁目18番５―101号
債務者　吉田富士典
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３９号
岩手県岩手郡雫石町八卦70―７、住民票上の住所盛岡市桜台３丁目９番12号
債務者　高橋江美子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部